

令和元年度第1回受動喫煙対策部会

日 時 令和元年7月30日（火）18:30～20:30
会 場 WEST19 2階 大会議室

次 第

1. 開会あいさつ
2. 各委員の紹介
3. 部会長、副部会長の選任
4. 議 題
 - (1) 改正健康増進法による受動喫煙対策について
 - (2) 北海道受動喫煙防止条例（仮称）について
 - (3) 札幌市民の喫煙状況等について…「健康さっぽろ21（第二次）」中間評価から
 - (4) さっぽろ受動喫煙防止宣言について
 - (5) 各団体等における受動喫煙防止等の現状の対策について
5. そ の 他
6. 閉 会

1. 開会あいさつ

○事務局（斉藤） それでは、予定の時間となりましたので、ただいまから受動喫煙対策部会を開会させていただきます。

本日、部会長による議事進行までの間、部会の進行を務めさせていただきます、成人保健・歯科保健担当課長、斉藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

このたびは、御多忙にもかかわらず、受動喫煙対策部会の委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。この場をお借りしまして、改めてお礼申し上げます。

本日の委員の出席状況は、お手元の委員名簿にございますとおり、全15名のうち、御出席いただいている委員13名、御欠席の委員2名でございます。札幌市の健康づくり推進協議会規則第3条第3項の会議開催の要件である、委員の過半数以上の出席がございましたので、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして進行させていただきます。

（会議終了予定時刻20時30分頃であることの案内）

（会議内容は録音し、後日ホームページ上で公開することの案内）

（配布資料の確認）

資料として次第には記載されておりましたが、札幌市受動喫煙防止ガイドラインもお配りしております。こちらは平成27年3月に作成されたもので、内容が古いため、改正健康増進法の施行に伴い、改訂する必要があります。さっぽろ受動喫煙防止宣言策定後は、宣言とこのガイドラインを一体化させて普及啓発していくことを考えておりますので、参考までに配付をさせていただいております。

また、委嘱状も皆様のお手元に置かせていただいております。本来でしたら、お一人お一人にお渡しするところですが、お時間の都合上、略儀ながらお配りをさせていただきますので、御確認いただきたいと存じます。

それでは、開会にあたりまして、札幌市保健福祉局医務監、矢野から御挨拶申し上げます。

○事務局（矢野） 札幌市保健福祉局医務監、矢野でございます。

本日は、御多忙にもかかわらず、また、猛暑で皆様お疲れのことと思いますけれども、そういった中で、令和元年度第1回受動喫煙対策部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、札幌市の保健福祉行政に御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、受動喫煙対策につきましては、健康増進法が改正され、来年4月に全面施行されるほか、北海道におきましても、受動喫煙を防止するための条例の策定に向けて、現在、検討が重ねられているところでございます。

来年の東京オリンピックの開催を目前にしまして、受動喫煙について社会が大きく変わ

ろうとしている中で、札幌市としても、行政、地域、事業者等が協力し合って、受動喫煙対策を推進していくための方針といたしまして、さっばろ受動喫煙防止宣言を行うことを決めております。その内容について御検討いただくために、この部会を設置し皆様にお集まりをいただいたところであります。

今回は、受動喫煙防止ということに特化して御検討いただき、飲食業や観光分野など、保健福祉分野以外の臨時委員の方々にも御参加いただくなど、これまでの健康づくり推進協議会の部会ではない構成での会となっております。それぞれのお立場からの皆様の忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、開催に当たりまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2. 各委員の紹介

○事務局（斉藤） 続きまして、会議次第2により、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

（委員名簿順に委員を紹介）

一般社団法人札幌ハイヤー協会常務理事 梶重雄委員、

一般社団法人札幌薬剤師会副会長 田畑隆政委員

には、本日、御都合により御欠席との連絡をいただいております。

3. 部会長、副部会長の選任

○事務局（斉藤） 続きまして、会議次第3、部会長及び副部会長の選任についてでございます。

部会長及び副部会長につきましては、当部会の運営に関する事項を定めている札幌市健康づくり推進協議会規則第6条第2項で互選により選任することとなっておりますが、委員の皆様から御意見等はございますでしょうか。

特に意見がなければ、事務局から案を述べさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○事務局（斉藤） 事務局案といたしまして、札幌市健康づくり推進協議会会長の玉腰委員に部会長を、札幌市医師会推薦の土肥委員に副部会長をと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（斉藤） ありがとうございます。

御承認をいただきましたので、部会長は玉腰委員、副部会長は土肥委員にお願いすることといたしますので、よろしくお願いいたします。

4. 議 題

○事務局（斉藤） 続きまして、会議次第4の議題に進ませていただきます。

議題の進行につきましては、先ほど部会長に御就任をいただきました玉腰部会長にお願いしたいと思います。

それでは、玉腰部会長、よろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 それでは、御指名ですので務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、最初の御説明にもありましたけれども、たばこを吸わない人を健康被害から守るということで、受動喫煙に対する対策をとということになりますので、ぜひ、皆様のお知恵を結集して、いい形でまとめられればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、議題の（1）番、改正健康増進法による受動喫煙対策について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長尾） たばこ対策担当係長の長尾と申します。座って説明させていただきます。

札幌市の受動喫煙対策においては、健康増進法による受動喫煙対策が基本となります。

それでは、資料1、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要をごらんください。

右下にページ数が振られております。1ページをごらんください。

この法律の改正の趣旨の基本的考え方は三つございます。

第1は、「望まない受動喫煙」をなくすです。

屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者が受動喫煙にさらされる状況に置かれることのないようにすることが基本となります。

第2は、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」です。

受動喫煙による健康影響が大きいとされる子どもなど20歳未満の方や患者などが主たる利用者となる施設やその施設の屋外について、受動喫煙対策を一層徹底するというものです。

第3は、「施設の類型・場所ごとに対策を実施」です。

望まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙できる場所に関する掲示の義務づけなどの対策を講じるというものです。既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮することとなっております。

改正の概要については、1ページから2ページにかけて掲載されております。

一つ目の国や地方公共団体の責務等としましては、望まない受動喫煙が生じないように、関係機関と連携しながら受動喫煙防止のための措置を総合的かつ効果的に推進するこ

とや、その推進のため関係者等と連携協力するよう努めることとなっております。

2 ページ目ですが、2、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等については、3 ページの説明と重複しますので割愛させていただきます。なお、多数の者が利用するというのは、2 人以上が同時にまたは入れ替わりに利用する状態と定義されています。

また、加熱式たばこについて説明させていただきますと、資料中段の※2に、「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」と書かれています。商品名で言いますと「アイコス」「グロー」「プルームテック」などが健康増進法でいうところの加熱式たばこです。

3、施設等の管理権原者等の責務等ですが、管理権原者というのは、施設の受動喫煙対策の方針を決定したり、施設の改修を適法に行う権原を持つ者です。店舗の経営者や建物の持ち主などということになり、責務の（1）施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。（2）都道府県知事は、こちらは実質的には保健所がということになりますが、施設等の管理権原者等が（1）に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができるとなっております。

4、その他として、改正後の健康増進法の規定に違反した者について、罰則があること、改正法施行後は、雇用主は従業員の望まない受動喫煙を防止するため適切な措置をとるよう努めること、法律の施行後5年経過した場合に、見直しが検討されることとなっております。

3 ページ目に改正健康増進法の体系が記載されております。

上から順に御説明しますと、子どもや患者等に配慮として、学校、児童福祉施設、病院、診療所、薬局、行政機関の庁舎等が第一種施設となり、敷地内禁煙です。建物の中も敷地の中も禁煙ということですが、敷地内の屋外で通常は人が立ち入らない場所に、区画され、喫煙できる場所であるとわかるように掲示をするといった、喫煙者以外は立ち入らない状況をつくることによって受動喫煙を防止するための措置がとられていれば、喫煙場所を設けることは可能です。

第一種施設以外の多数の者が利用する施設が、第二種施設です。例を挙げると、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客用船舶、鉄道、国会、裁判所等です。

第二種施設内は原則屋内禁煙で、喫煙を認める場合は喫煙専用室の設置が必要となります。屋内禁煙とするか、屋内禁煙の施設内に喫煙専用室を設置し、その中で喫煙のみを認めるか、施設の一部に加熱式たばこ専用の喫煙室を設置し、加熱式たばこを喫煙しながら飲食等をできるようにするのか、いずれを選ぶかは事業者の経営判断により選択することとなっています。喫煙専用室は施設の一部ということになりますので、飲食しながら喫煙できる加熱式たばこであっても、店内全てを加熱式たばこ専用にすることはできず、原則屋内禁煙の店内の一部に加熱式たばこ喫煙室の設置が認められるということになります。

第二種施設の例外としては、個人の自宅やホテルの客室など、人が居住するための場所

は法の適用除外となります。

また、経過措置としまして、来年4月現在で既存の経営規模の小さな飲食店（個人または中小企業が経営し、客席面積100平米以下）は、喫煙専用室の設置が経営上の負担となり事業継続に影響を与えることが考えられることから、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能とすることができます。

来年の4月以降に新規で開業する飲食店につきましては、経過措置の対象になりませんので、先ほど申し上げた屋内禁煙、喫煙専用室設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置のいずれかを選択することになります。

全ての施設で、喫煙可能部分には、喫煙可能な場所である旨の掲示が義務づけられ、客、従業員ともに20歳未満は立ち入らせてはいけません。

第一種、第二種以外の施設として、喫煙目的施設という分類があります。喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所などです。バーやスナックであれば喫煙目的施設になるというわけではなく、たばこ販売許可を得ているバー、スナックや、たばこの出張販売の許可を受けた場所となっているバー、スナック内でたばこの対面販売を行っている店に限られます。

改正健康増進法においては、屋外や個人の居宅内などは、規制・罰則の対象外となりますが、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮する義務があります。

続きまして、4ページでは国及び地方公共団体の責務についてですが、1ページの改正の概要、1の内容を具体的に示したものとなります。

5ページには、既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について記載されております。

この施設は、先ほど3ページの説明で、経過措置の対象となるものとして御説明しました既存の経営規模の小さな飲食店のことですが、来年4月1日時点で既に現存しており、資本金5,000万円以下、かつ客席面積100平米以下の店であることなどが要件となります。

国によりますと、既存特定飲食提供施設として特例の対象となるものは、飲食店全体の5.5割程度と推計されております。飲食店のうち、新たに出店した店舗は2年間で全体の2割弱となっており、札幌市においても市内の飲食店は約2万件弱であり、年間約4,000件が新たに飲食店の営業許可を得ていることから、新規店舗が全体の2割を占めるというデータとほぼ合っております。新規店舗は特例の対象となりませんので、徐々に屋内禁煙もしくは喫煙室を設け分煙を行う店舗がふえていくと考えられます。

6ページは、改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応についてです。

喫煙禁止場所における喫煙の禁止、紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止、喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止、喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと等が義務となっており、これらに違反しているとの通報があった場合、保健所では義務の対象者に対し指導し、改善等が見られない悪質なものについては、地方裁判所へ通知することになります。

7 ページには、従業員に対する受動喫煙対策について記載されております。

喫煙可能場所がある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、20 歳未満の者を喫煙場所に立ち入らせてはならないこと、20 歳以上の者であっても望まない受動喫煙を生じさせないよう関係者に受動喫煙を防止するための措置を講じる努力義務を設けています。努力義務等に基づく対応の具体例は、厚生労働省労働基準局が7月1日付でガイドラインを発出しており、厚生労働省ホームページにも掲載されております。

8 ページは、改正健康増進法の施行スケジュールです。

一部施行につきましては、既に実施済みとなっており、今月1日から、第一種施設については、通報があった場合は指導の対象となります。来年4月は全面施行となり、第二種施設、喫煙目的施設についても指導の対象となります。

以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

今の御説明に御質問、御意見などありますでしょうか。

○皆川委員 1点質問なのですが、施設の関係で、ホテルとか飲食店とか原則屋内禁煙と指定されているのですが、これは営業時間外であってもこうした規制がかかるのでしょうか。

○事務局（長尾） 建物に喫煙専用室を設けるか、禁煙かというのは、時間帯を問わず、その施設として決めるということになります。

○皆川委員 休日であっても規制がかかるということによろしいですか。

○事務局（長尾） そうです。

○皆川委員 わかりました。

○玉腰部会長 そのほかいかがでしょうか。

○島口委員 先ほど喫煙を主目的とするバー、スナック等の細かい説明があったのですが、文書になっていますか？肝となる部分なので、後ほどでもいいのですが、資料をいただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（長尾） 承知いたしました。

○島口委員 ありがとうございます。

○玉腰部会長 お願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

この改正健康増進法が札幌市の、今から皆さんと一緒に検討していく受動喫煙対策の基本になるということです。もう少し確認しておきたいということがあればお願いしたいです。また、今の口頭で説明された内容で全体を理解するのは若干難しい部分があると思いますので、きちんと理解してもらわないと、というところは、また後ほど委員の皆様資料をお配りいただければと思います。お手数ですが、事務局よろしく願いいたします。

○森田委員 さっきの皆川委員の意見で、営業時間外に従業員がそのお店で吸っても違反

の対象なのですか。

○事務局（長尾）　そうです。

○森田委員　それは誰が取り締まるのですか。

○事務局（長尾）　その施設の管理権原者が喫煙専用室を設けるか禁煙にするかを決めて、それを実際に守るようにするということになりますので、例えば、喫煙専用室を設けている施設で、その専用室以外のところでお休みの日に出てきた従業員の方が吸っているということになると、それはやはり違反の行為ということになります。

○皆川委員　関連して申し上げますと、多分、飲食店の経営者の方は、その理解はされていないんじゃないかな、されていないのが実態だと思います。

○森田委員　私がそうだからね。

○皆川委員　のれんを入れてしまって、仕込みや片づけのときは、喫煙者である店の経営者というのは、平気でたばこを吸っているのが実態かと思います。そこは周知を重ねていく必要があるのかなと思いました。

○玉腰部会長　ありがとうございます。そのあたり、きちんと徹底されるような仕組みづくりというか、周知も含めてしていく必要があるのかと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○森田委員　喫煙者からすると、がんじがらめの状態かな。完全に分けて考える、受動喫煙がないようにということのはわかるのだけれどもね。

あと、この100平米に満たないところは対象外ということですね。

○事務局（長尾）　喫煙可能施設ということになります。

○森田委員　ただ、5,000万円以下じゃないとだめなのね。5,000万円以上の100平米以下は対象外ですか？

○事務局（長尾）　（喫煙可能施設適用）対象外です。

○玉腰部会長　そのあたりを、5ページのところに大体まとまっているように見えますけれども、わかりやすくまとめて全員が同じように理解できるように資料を一度つくってください。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

これが基本になるということですので、必要な場合には常に戻るようにいたしますので、またお気づきの点があれば、その都度御発言ください。

それでは、次のところでですね。（2）北海道受動喫煙防止条例（仮称）ということで、道の防止条例の審議案についての御説明をお願いできればと思います。

○事務局（長尾）　それでは、資料2をごらんください。

こちらは、今月17日に行われました北海道の第5回受動喫煙防止対策専門部会の資料となります。

資料の一番右が条例骨子素案となります。こちらの部分を説明させていただきます。

まず、１、目的・理念については、北海道では、これまで受動喫煙の防止に取り組んできたが、成人喫煙率、肺がん死亡率、罹患率、ともに高いことから、受動喫煙対策のさらなる強化が求められている。関係機関・団体等が相互に連携、協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指す。特に、２０歳未満の者や妊婦等がたばこの煙にさらされることから守ることが重要となっております。

道議会の受動喫煙ゼロを目指す決議を踏まえ、目標として「受動喫煙ゼロの実現を目指す」ことを掲げています。

２、責務については、道の責務、受動喫煙防止に関する施策を総合的に推進。道民等の責務、道や市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策への協力、２０歳未満の者や妊婦等に配慮。保護者の責務、監護する２０歳未満の者に配慮。事業者の責務、職場の環境整備や道や市町村が実施する施策への協力、求人の際は受動喫煙防止に配慮、事業者団体は受動喫煙を防止するための取り組みを推進。関係者の協力、道、市町村等は相互に連携を図りながら協力。喫煙をする際の配慮等、喫煙禁止場所以外の場所で喫煙する際に周囲の状況に配慮、特に、２０歳未満の者や妊婦等に配慮となっております。

次のページに参ります。３、基本的施策。３－１、道の施策については、望まない受動喫煙の防止に関する施策。道、市町村等は、道民等への知識の普及や意識啓発等の必要な措置を実施。道は、事業者等の自主的な取り組みを支援。道は、市町村等と連携して必要な施策を推進する体制を整備となっております。

３－２、３－３については、再掲となっております。

３－４の②、第一種施設関連ですが、施設における受動喫煙の防止。学校等は、特定屋外喫煙施設を設けないよう配慮となっております。これは、第一種施設は、病院や学校や児童福祉施設などですが、敷地内禁煙であります。屋外に喫煙所を設けることは法律上許されています。道の条例においては、利用する者が２０歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等については、屋外の喫煙所も置かないようにするという努力義務を課すものです。

３－４の③、第二種施設関連は、法に準拠となっております。

３－４の④、既存特定飲食提供施設関連については、法に準拠となっております。

次のページに参ります。

３－５、屋外の受動喫煙対策についてですが、喫煙禁止場所以外の場所の受動喫煙対策。公園等における受動喫煙防止の取り組み、建物の出入り口等における受動喫煙の防止の取り組みとなっております。これは、法では屋外の受動喫煙を防止する措置は規定されていませんが、２０歳未満の者、妊婦等に配慮し、小規模公園等で受動喫煙防止の取り組みをすることや、建物の出入り口には吸い殻入れを設置しないといった取り組みに努力義務を課すものです。

３－６、加熱式たばこの規制については、法に準拠となっております。

３－７、標識の種類や内容については、法に準拠となっております。

4、道独自の罰則についてですが、道においては、法と連動して実効性のある受動喫煙対策を実施することとし、道条例では罰則規定は設けないとなっております。

その他としまして、附則、条例の施行の日から5年ごとに必要な措置を講じることとなり、見直しの規定が盛り込まれております。

以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

さっきよりもさらに早くて難しかったようにも思いますが、いかがでしょうか。何か御質問、御意見などありますでしょうか。

位置づけとしては、道の条例がこれから作られるということで、札幌市は当然北海道の一部なので、この条例を守ることになるということでしょうか。

○事務局（長尾） はい。札幌市も条例の適用を受けます。

○玉腰部会長 受けるということですね。改正健康増進法で受動喫煙対策について定められていて、さらに、それを受けて道が条例を定め、札幌市はその適用を受けるという位置付けになるということですね。

当然ですけれども、健康増進法より道の条例が緩くなるということではなく、市がさらにそれらより緩くなるということもないという理解ですね。わかりました。

いかがでしょうか。確認をしておくようなことはございませんか。

○森田委員 加熱式たばこについてですけれども、札幌駅から大通、すすきのにかけて、紙巻きたばこはだめですけれども、加熱式はいいとなりましたか？

○事務局（長尾） そちらは、環境局事業廃棄物課という課で担当しております、ポイ捨て等防止条例のほうで決められている喫煙制限区域なのですが、この条例はたばこの吸い殻のポイ捨てですとか、人にやけどをさせるおそれがあるものについて規制しておりますので、加熱式たばこはやけどをさせるようなものではないため、その喫煙制限区域の中でも規制の対象にはなっていません。

○森田委員 あくまでも、それはやけど、相手に対しての云々ということですね。施設内は、加熱式であってもだめなのですか。

○事務局（長尾） 健康増進法においては、加熱式たばこは規制対象のたばこという扱いになっております。

○玉腰部会長 もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。それぞれ違う規則で、ここで扱おうと思っている話と、それから今のポイ捨ての話と、さらに、どちらのルールであろうとたばこをどう考えるかということとあると思うのですけれども、整理して説明していただけますか。これまでも直接その条例を気にしていらっしゃった方はなかったかもしれないのですけれども、余り意識をしていない、非喫煙者はわからなかったのではないかなと思います。どこの場所がどのように規制をされていて、それはなぜで、今回扱う内容とどうして違うのかというところの趣旨を教えてください。

○事務局（齊藤） 札幌市環境局事業廃棄物課のほうで、札幌市ポイ捨て等防止条例を策

定してございます。今申し上げたとおり、すすきのから北8条のところまで、あと創成川から西4丁目の範囲というのが喫煙制限区域になっております。こちらは先ほど申し上げました環境局ということで、環境美化、吸い殻を捨てるですとか、他の方へやけど等の危険を防止することを目的とした条例となっております。喫煙制限区域内では、灰皿が設置されていない場所での喫煙は禁止されているということで、歩きたばこも携帯灰皿での喫煙についてもしてはいけないということになってございます。

加熱式たばこについては、カートリッジを捨てる方がいらっしゃるかもしれませんがけれども、吸い殻を捨てることは基本的にはないだろうということと、火で周囲の方にやけどをさせるということではないので、このポイ捨て等防止条例については適用を受けないということになります。

健康増進法の中で言っている受動喫煙に関しましては、厚生労働省としても加熱式たばこについてまだ科学的な知見がしっかり得られているわけではなく、紙巻たばこと同様に規制対象のたばことして扱うということになります。

○玉腰部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、皆様。

そのほかいかがでしょうか。

○豊田委員 私は、普段子育て支援というところで、ベビーシッターだとか、親子で来る広場なんかを開催しているのですけれども、「二十未満の者や妊婦等に配慮」など、配慮という言葉がすごく見受けられるのですよね。小さいお子さんには、たばこの煙というのは、はっきり言って虐待になると思います。実際そういう考えのところも出ておりますしお母さんとかには私たちも広場などで伝えることはできるのですが、吸っている方というのはお母さんだけではないですし、一般の方もいらっしゃるので、配慮というだけではなかなか難しいと思うのですね。

それで、できれば具体的に、お子さんにどんな影響があるのかとか、そういうことがわかるようなパンフレットや何かを、これからだと思うのですが、作っていただきたいかなというのが希望です。

やはり資料にも書いてありますように、家の中だとか、そういうのを全部禁煙にするのは難しいというのは本当によくわかりますので、できるだけわかるように作っていただきたいなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

具体的に北海道のほうで、これに対してどういう形で進めようというような話はあるのでしょうか。

○事務局（斉藤） まだ具体的にどんな形で進めていくかといったところは示されているところではございませんが、先ほど公園についてのお話があったように、北海道も子どもや妊婦については配慮していきたいということを考えております。法以上に厳しい規制という形ではなく、やはり努力義務という形になるのではないかと思います。そこは情報共有をしていきながら、札幌市としても進めていきたいと思っております。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

市として宣言をしていく中で、こういうことはやっていきたいという形もあり得るかもしれませんが、これから一緒に検討できればと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○皆川委員 この部会のミッションを整理していただきたいと思います。以前いただいた資料によりますと、この部会では、さっぽろ受動喫煙防止宣言の策定について検討していただきたいというようなペーパーをいただいています。それで、今御説明のあった、例えば道の条例ですとかこういったものに、この部会として意見を具申できるのかどうかとか、この部会が何をやるのかというあたりを整理していただきたいと思います。

○玉腰部会長 事務局のほうからまず御説明いただけますか。

○事務局（斉藤） 後ほど議題の4のところで、受動喫煙防止宣言について御説明をさせていただきたいと考えておりますが、この部会については、この受動喫煙防止宣言の内容についての御検討をいただくということがミッションというか、お役目としてお願いをしたいと考えているところでございます。具体的内容については、後ほどの説明の中でまた御確認をいただければと思います。

○玉腰部会長 私の理解では、先ほど確認しましたように、健康増進法があって、そこで受動喫煙について定められていると。それを受けて北海道が条例を今定めているところで、札幌市としてはまずその範囲はきちんとしなくてはならないと。そこで、それをどうやっていくか、札幌市としてどんなことをやっていく必要があるのだろうと。そういうところのお話であって、もちろんやること自体を決められるかどうか分かりませんけれども、その方針を皆さんで確認するということで、結局決まっているところのものを受けての話なので、北海道に意見を言うという立場ではなく、決まったところの中で、でもその中で最大限札幌市としてはどうしようという話なのではないかと思っておりました。それでよろしいですか。

○事務局（斉藤） そのとおりです。

○玉腰部会長 ちょっと物足りないかもしれませんが、いかがでしょうか。

○森田委員 この資料2なんかを見ると、受動喫煙に対しての枠組みというのは、もう決まっていらっしゃるのですね。

○玉腰部会長 少なくとも国のレベルではもう決まっています。

○森田委員 札幌市もこれに基づいて同じくやるということですね。

○事務局（斉藤） そうです。

○森田委員 そうしたら、私ども、これはちょっと、あれはちょっとと言うことはできない状態なのかな。

○事務局（斉藤） 具体的にどのようなことをおっしゃりたいかというところが、想定ができないのですけれども。

○森田委員 例えば、先ほど言った資本金5,000万円以下であって100平米とかと

いう文言が、もう決まっているのだったら、うちなんかは100平米であって、資本金5,000万円以上なのです。そうすると、そのお店自体が100平米で受動喫煙云々で（喫煙専用室を）設けるということはちょっと難しいなというところがある。うちでも今48軒ありますけれども、小さいお店でいくと5、6軒あるのですよ。それが逆にできなくなるなと思うのですがね。そういったところでの意見を逆に言えるのかといったら、もう言えない流れなのですね？

○事務局（斉藤） そうです。大変申し訳ないのですが、健康増進法と北海道の条例の中でということになりますので。

○森田委員 そうしたら、ここに参加して何をするのかなと思っていたのですが、それ以上のことは何か言えそうもないのかな。

○事務局（斉藤） 皆さんの立場で、例えば飲食店の立場で、そういった小さいところにおいてこのような形で受動喫煙対策をしていきたいと思いませんか、そういったようなことをぜひお考えいただいて、御表明をいただければと考えているところです。

○皆川委員 今の話とは逆に、健康増進法とか北海道の条例を超えて札幌市の取り組みを宣言するということもだめだということですか。

○事務局（斉藤） 宣言という形なので、法的に規制をかけられるものではないのですが意気込みとして、札幌市としてはこういったところに取り組んでいきたいということを表明するということは可能だと考えています。

○皆川委員 はい。わかりました。

○玉腰部会長 今ある枠の、北海道についてはこれからですけれども、決められていく枠よりも緩くすることはできないけれど、それでも経営をする立場だとか受動喫煙を防止したいという立場が、なるべくお互いがよりうまくやっていけるような形はどういうところにあるのだろうかというのが一つだと思いますし、もう一つは、今最後にお話がありましたように、さらに条例を超えて、もっとここはやっていったほうがいいんだよ。罰則があるような法律にはならないけれども、でもここはやっぱり札幌市としてぜひ進めてほしいんだということを盛り込むことは可能だということによろしいですね。

○事務局（斉藤） はい。

○玉腰部会長 ただ、なかなか実際に経営をされている立場からいうと、もう決まっていたがんじがらめになってしまっていて、どうしたらいいのだという、お気持ちはわかります。一方で、やはり吸わない人を守るということを念頭に置いて、どうやるとそこがうまく、なるべくうまく両立できるようになるのかということと一緒に御検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

最初のところの位置づけといいますか、御指摘いただいたように、一体ここで何ができて、何をやろうとしているのかというのは一番大事なところだと思いますので、まずそこを皆さんで一致させてから進みたいと思いますが、こういうことも確認しておきたいとか

言っておきたいということがあれば、どうぞ御遠慮なく御発言ください。

○土肥委員 基本的なことで、委嘱状をいただいて、任期が一応審議終了までとなっているのですけれども、その終了の期限はいつごろを想定されていますでしょうか。

○事務局（斉藤） この宣言の策定の時期を、一旦、改正健康増進法が全面施行になる来年4月と考えてございます。その間に部会を何回か開催し、今の予定では年明けにパブリックコメントをして、その結果を皆さんのほうにお返しするところを最後の部会と考えています。それを受けまして、4月策定という形を考えているところです。

○土肥委員 法律の最終的な施行の前ですね。

○事務局（斉藤） 4月1日から施行になるので、こちらの作業等でそこが4月1日になるのか、4月の2日だとか3日だとか、ちょっとその辺になるのかというところはわかりませんが、4月にはこちらの宣言をしていきたいと考えています。

○土肥委員 わかりました。

○玉腰部会長 今言われたようなところを目指して宣言をつくるということですね。その過程の中でパブコメも必要なので、恐らく年内に一旦まとめたものを出すという形でよろしいですか。

○事務局（斉藤） はい。

○玉腰部会長 そのほかいかがでしょうか。

○高橋委員 今、宣言のことで御説明がありましたけれども、結局、その条例というものがもう決まっていて、それに対する宣言ということですが、例えば、今、北海道の条例だけで縛りがあるということですが、今後、市のほうでこういった宣言をした後に、市独自のものに発展する可能性というのはあるのですか。

○事務局（斉藤） 市独自の条例に発展するかという意味ですか。

○高橋委員 条例というか、そういう規則的なものができるとか。あくまでも道のものを基本にということで、札幌市で出すのは宣言だけということで。

○事務局（斉藤） 現状では宣言だけと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○玉腰部会長 それは何か理由があつてのことですか。

○事務局（斉藤） 宣言のみにするという理由ですか。

○玉腰部会長 はい。今の事務局のお考えを教えてくださいと思いますが。

○事務局（斉藤） 他の政令市等の状況を勘案しましても、県の条例を持っていて、さらに他の政令市等で条例を持っているところがないという現状ですとか、北海道の条例をまず策定しているのを受けて、その対策も見ながらということで、一旦は宣言という方向性を示すということでやっていきたいと考えているところです。

○玉腰部会長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

何度も言いますが、一番基本のところですので、またいつでも戻りたいと思います

すから、お気づきのときにはそうおっしゃってください。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

(3) 番ですね。札幌市民の喫煙状況等についての説明をお願いいたします。

○事務局（長尾） それでは、お手元の冊子「『健康さっぽろ21』（第二次）中間評価と今後の推進2014～2018」をごらんください。

こちらの冊子は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画に当たるもので、2014年度から2023年度の10年間にわたる札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」（第二次）について、10年の折り返しに当たる2018年度に中間評価を行った結果をまとめたものになります。

計画の策定や中間評価、今後の推進に当たっては、受動喫煙対策部会の親会である健康づくり推進協議会で審議されております。

データにつきましては、2017年度に「健康さっぽろ21（第二次）の中間評価に関する市民意識調査」を実施し、市内居住の15歳から79歳の市民5,000人に郵送による調査を行い、回答があった2,132件について分析したことになります。

33ページをごらんください。

33ページの札幌市の成人の喫煙率についてですが、男性25.2%、女性11.9%となっており、それぞれ全国の平均値と比べますと、女性の喫煙率が全国値よりも高くなっております。

34ページの中ほど、成人の喫煙状況についてですが、男性は30～50代、女性は40～50代が「毎日吸っている」の割合が高く、男性は年代が高くなるにつれ、「以前は吸っていたが現在は吸っていない」の割合が高くなります。

また、喫煙者の禁煙意向では、女性は「すぐにでもやめたい」の割合が男性よりも高く、「そのうちやめたい」も含めると、女性喫煙者の半数以上に禁煙意向があるという結果となっています。

続きまして、35ページを見ていただきますと、中ほどの受動喫煙の機会を有する人の割合では、男女ともに「飲食店」が高くなっています。男性は「職場」での受動喫煙が高く、女性は「家庭」での受動喫煙が高いという結果になっています。

受動喫煙があった頻度については、飲食店は「月に1回程度」がもっと高く、職場や家庭内での受動喫煙は「ほぼ毎日」が最も高くなっております。

これらの調査結果を受けまして、33ページの表に目標が定められております。男性の喫煙率15.5%、女性の喫煙率6.3%まで引き下げることや、家庭や飲食店での受動喫煙を大幅に減らすこと、受動喫煙のない職場の実現が目標として掲げられております。

36ページでは、「健康さっぽろ21」の今後の取り組み方針について、「受動喫煙の機会を有する人を減らします」「妊婦や子どもの受動喫煙をなくします」の2点について強化することとなっております、受動喫煙対策の推進が必要となっております。

また、73ページでは、計画当初からの取り組みを含めて掲載されておりますので、各

自御参照いただければと思います。

以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

最近されました札幌市の状況について、中間評価という形でまとめられたものを御報告いただきました。このことにつきまして、御意見、御質問などありますでしょうか。

○森田委員 いろいろと言いたいことはいっぱいあるのですが、33ページの喫煙率を減らしていくとありますね。これは、市の目標として喫煙率を減らしていくということで、たばこの売上税、これも減らしていく考えで進んでいるのでしょうか。

○事務局（斉藤） たばこを吸う方が減るとたばこの消費が悪くなり、たばこ税が減るといようなことにはなるのだと認識しておりますが。大変申し訳ございませんが、その税收の部分と健康に関して喫煙率を下げるということの関連まで考えてというところまでは、回答できない状況でございます。

○森田委員 今、年間での市に入るたばこ税の売り上げというのは、幾らぐらいなのか。何パーセントぐらいなのか、市の予算の。

○事務局（斉藤） 手元に資料がないので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○森田委員 受動喫煙については理解できますが、どこでも吸えなくなるような志向でやっていってしまうと、今出ているように、喫煙率を下げていきたいと思いますところまでいってしまうと、今度は税收にかかわってくるのではないですか。

今、年間で150億のたばこ税が市に入っていると思うのです。今、言われているように喫煙率を減らしていくとなると、100億を下回ってくる。そこまで計算していったら、じゃあ、残りの50億、減った50億をどこで補おうとしているのかなと。そういう話にもなってくるのではないかなと思うけれどもね。

○玉腰部会長 市のほうからどうぞ。

○事務局（矢野） 医務監、矢野でございます。

今のお話なのですけれども、一般論として、たばこによる健康被害とたばこ税による収入を比較すると、たばこによる健康被害による損失のほうが大きいと言われております。

申し訳ないのですけれども、本日、皆様にお集まりいただいていることにつきましては、あくまで受動喫煙防止宣言に向けてのお話なので、喫煙そのものについての議論とは少し分けて考えていただきたいのですね。喫煙される方にはいろいろ御意見おありかと思うのですが、私どもが、国が健康増進法を改正しました、北海道が条例をつくりましたということで、それに基づいて札幌市が淡々と法的なもの、あるいは条例に基づいて、それに違反をしていけば、違反していますというふうに摘発するといえますか、そういう過料をするというような、そういうことを淡々とやるという選択肢ももちろんあります。我々が宣言をさせていただきたいというのは、行政が一方的にやりますというのではなくて、さまざまな御意見を持っていらっしゃる皆様にお集まりをいただいて、今いろいろ御意見をいただいておりますように、さまざまな御意見をいただいた上で、さまざまな立場の方

が皆さん力を合わせて、受動喫煙防止宣言を市民の皆さん、飲食店の皆さん、事業所の皆さん、さまざまな関係機関が一体となって防止宣言を進めてまいりたいという、そういう思いでこの会を開催させていただいているのです。いろいろな御意見がおありなのは承知した上で、私ども、皆さんにお集まりいただいております。喫煙に対してのたばこ税の問題というのは、いろいろ議論があるところであるのは私どもも承知しておりますけれども、この会議においては、一旦、喫煙そのものについての議論というよりは、受動喫煙防止という観点にフォーカスを絞って御議論いただければありがたいと思います。

○玉腰部会長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

○皆川委員 今の御説明にちょっと意地悪な質問なのですが、受動喫煙を減らすために、成人の喫煙率を減らすことは有効だとお考えでしょうか。

○事務局（矢野） 一般論としては、喫煙率が減れば、それに伴う受動喫煙も減っていくとは考えられます。ただ、幾ら喫煙率が減っていても、受動喫煙に対する配慮を行わなければ、受動喫煙はなくすことはできないと考えております。ですから、この会を開いて、皆様と検討したいというふうに申し上げているところでございます。

○皆川委員 わかりました。

○森田委員 私が質問したのは、受動喫煙防止の推進は納得する、ただし喫煙率を減らすというところはちょっと違うでしょうということです。喫煙率を減らすということは、要は、さっき言った市に入る収入にも影響する。だから、受動喫煙のない場所で吸えるところは吸わせる。そこのところをしっかりとやっていかないと、隠れてその辺で吸われたら、それこそ大変なのではないですか。吸いたい人は隠れて吸ってしまいますから。

○事務局（矢野） 私ども札幌市として、喫煙問題に取り組んでいるのも一つあります。それは、喫煙が健康被害を及ぼすというのもしっかりとしたエビデンスがございますので、喫煙問題にも取り組んでいかなければいけないとは我々は思っています。ただ、この会は、受動喫煙防止に対する会ですので、ひとまずそれはまた別な機会に議論させていただきたいと思います。

○事務局（秋野） 若干、補足をさせていただければと思います。

今、事務局から説明させていただいた表紙をごらんいただければと思いますが、札幌市健康づくり基本計画というものでございまして、市民の健康と命を守るための計画として策定をさせていただいたものです。先ほど医務監の矢野から御説明させていただいたとおり、この健康づくり基本計画については、保健所の市民の健康と命を守る観点からいたしますと、やはり喫煙によって市民のがんですとか、そういった病気の罹患率が上がるということは、これは厳然として事実としてございますので、私どもとしては、喫煙の健康への悪影響等をしっかりと市民に周知、御理解をいただいて、たばこを吸う人を減らしていければという願いを持っております。全国的にも健康増進計画においては、喫煙率を減らしましょうということは、保健医療関係者の願いとして全国的に進められているものでござ

います。もちろんいろいろ立場はあるかと思いますが、個人の選択とそれぞれの病気を減らす、命を守るということは、どちらが大事かというのは、それぞれ個人のお考えがあるかと思いますが、今日は受動喫煙防止のために私ども札幌市と民間事業者の方々、医療関係者の方々、地域の教育関係者の皆様方がどういった役割分担、協力をしながら、この受動喫煙防止のための取り組みをオール札幌で進めていくことができるかということを御議論いただき、そういう宣言をぜひ目指していきたいというふうに思いますので、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでにいろいろ御意見をいただいているところですが、さっぽろ受動喫煙防止宣言についての御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（斉藤） それでは、この部会の、先ほどの言葉をかりれば、ミッションということになりますが、さっぽろ受動喫煙防止宣言について御説明をさせていただきます。

資料の4をごらんください。

1、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の趣旨についてです。

この宣言を策定する背景としましては、先ほどの議題の（3）札幌市民の喫煙状況のところでも説明させていただきましたが、札幌市の喫煙率が高いことで、市民や来札者の受動喫煙の機会が多い状態が続いているのではないかと考えられること、あとは、議題（1）（2）の説明のとおり、改正健康増進法や北海道の条例による規制が進む中、2030年オリンピック・パラリンピックの招致も視野に入れている札幌市としても、受動喫煙対策を推進することが求められていると考えております。

また、昨年には札幌市医師会様からも、喫煙率の高い北海道において、健康都市札幌を標榜する本市が主導して受動喫煙対策を強化することの御要望をいただいているところでございます。

このような観点から、健康増進だけでなく、観光都市、オリ・パラ招致推進に向けたよりよいシティイメージの醸成といった側面からも、市民、事業者、関係者が一体となって受動喫煙対策についての関心を高めて、受動喫煙防止に対する具体的な行動につなげるための指針として「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を策定したいと考えているところでございます。

2番目の「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の構成の案ですが、まず、皆様に御説明を申し上げたときに、山形県の受動喫煙防止宣言の冊子をお配りさせていただきまして、目を通していただいた方もいらっしゃるかと思います。

まず、宣言についての前文ということで、先ほど説明をさせていただいたような趣旨について記載をさせていただいた後、いくつかの基本方針として方向性を示す文章というか、キャッチフレーズ的なものという形で基本方針を示したいと考えております。そちらについては（3）で、後ほど御説明をさせていただきます。その基本方針に基づく市民・

事業者・行政としての受動喫煙対策の取組というような形の方向性を記載すること形を考
えてございます。

3の基本方針の案として、事務局で5点ほど考えさせていただいてございます。こちら
については、次回の部会の際に皆様から改めて御意見をいただきたいと思います。一旦
考えているものについて説明をさせていただきます。

(1) 受動喫煙の健康への影響を理解し、受動喫煙をなくすようにする。

行政や医療機関等は、受動喫煙の影響について市民の方や事業所の方が正しく理解でき
るよう普及啓発をし、その結果、市民の方、事業者の方が喫煙ルール等を遵守すること
により、受動喫煙を防止する環境を整備することで、徐々に受動喫煙の機会がなくなってい
くというようなことをイメージしております。

(2) 胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守る。

改正健康増進法の基本的考えの一つでもある受動喫煙の影響が大きい20歳未満の方、
さらに妊婦が受動喫煙にさらされることにより影響が考えられる胎児についても配慮して
いくということを考えております。

(3) 従業員を受動喫煙から守る。

先ほどの説明の健康さっぽろ21中間評価時の調査でも、職場での受動喫煙の機会を有
する人の割合が、「飲食店」に次いで高いということになっており、頻度については「ほ
ぼ毎日」が最も高くなっておりました。このような現状を踏まえ、従業員についても、望
まない受動喫煙の影響から守るための対策や環境整備が必要と考えているところでござい
ます。

(4) 札幌市を訪れる人を受動喫煙から守り、また来たいと思える街にする。

札幌市には年間を通じて、国内からだけではなく、国外や全世界から多くの観光客が訪
れております。札幌市へ寄せられる市民の声の中には、札幌市に転入された方ですとか、
旅行にいらした方から、大通公園のような観光地ですとか、飲食店の中でもたばこの煙が
気になるなどの声が寄せられることもございます。このような印象を観光客の方、札幌市
を訪れる方に持たれることなく、また来たいと思っていただけるような空気のきれいなま
ちにしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

(5) 禁煙したい人を支援する。

受動喫煙をなくすためには、禁煙をしたいという方に対しては、それを支援していくと
いうことは重要な取り組みと考えております。がん対策推進プラン策定時である平成27
年に実施した市民向けがん対策アンケートの中で「家族・友人の協力」というものが挙げ
られておりました。禁煙したい人のサポートとして行政や医療機関の環境整備のほかにも、
身近な方の協力も含め取り組んでいく必要があるのではないかと考えて挙
げております。

基本方針については以上となります。

4の受動喫煙対策の取組ということで、さきほどの構成案で、(3)で取組の方向性を

挙げておきましたが、この部会で皆さんと話し合いました取組を参考にして、ここで例に示しておりますが、具体的な役割、取組の方向性を宣言に盛り込んでいきたいと考えております。

宣言に基づき、実際どのような取り組みを行ったのか、健康さっぽろ21に示すような受動喫煙を有する人の割合がどう変化したのか、実際に飲食店ですとか事業所などで禁煙や分煙に取り組むようになったのか、多くの人が集まるような場所でマナーが守られるようになったのかなど、私ども行政で行う事業はもちろんですが、部会の中で出された取り組みの状況についても、市役所内の関係部署と連携して把握をしていく必要があると考えております。具体的な方法については、皆さんからいただいた御意見をもとに、今後検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、宣言の法的位置づけです。

先ほど規制というお話もいただきましたが、この宣言というのは、法律や条例とは異なり、市民の権利を制限したりですとか義務を課すなどの法的な拘束力というものはございません。しかし、宣言という形をとることにより、札幌市として受動喫煙対策に込める強い意思ですとか方針を広く内外に表明できるものと考えてございますので、御協力をお願いしたいと思います。

宣言については、以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御質問などいかがでしょうか。

○高橋委員 まだ1回目の部会ということで、これからこの素案が煮詰められてくると思うのですが、今も事務局の方から説明があったように、法的な縛りが一切ないということですから、うまくは説明できないのですが、もう少し具体的なものになったほうがいいと思うのですが。先ほどの健康さっぽろ21のデータ、飲食店における喫煙率が高いということで、法的な縛りがあるのであれば、一方的に決めてしまうといういろいろな立場の方がいらっしゃいますけれども、ここで決まったことがすぐ何か法的な縛りがあるということではないので、もう少し具体的な内容を盛り込んで今後検討していただいたほうがいいのかなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

このほかいかがでしょうか。

ちょっと確認したいのですが、先ほど御説明のあった健康さっぽろ21の36ページのところで、札幌市として、中間評価を受けて今後重点的に取り組むということで、この部分を拝見すると受動喫煙の話でまとまっています。この内容とこの宣言との関係というのはどういうふうになりますか。

○事務局（斉藤） もともと健康さっぽろ21では、今後の方向性として受動喫煙について強くうたわれているところでもございますし、この宣言に基づいた取組をする中で、目標値については健康さっぽろ21に基づいていきたいと考えているところでございます。

宣言については、より具体的に皆さんから改めて御意見をいただいて、方向性、取り組みについて盛り込んでいけたらと考えているところでございます。

○玉腰部会長 わかりました。

先ほど御説明もありましたけれども、実際に具体的に上がってきた取組については、可能な範囲にはなるでしょうけれども、関係部署と協力して、評価もしていくようにということですね。

○事務局（斉藤） はい。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここを煮詰めていくのがこの部会の仕事だと思います。きょうは1回目ですので、まず全体像を把握した上で進めるということになりますので、この宣言の基本方針といいますか、あるいは取組の4番のところですね、このあたりを一度皆さんのところに持ち帰っていただいて、関係の方たちともお話をいただいたりして、より具体的にしていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、議題の（5）番になりますが、各団体等における受動喫煙防止等の現状の対策についてというところで、今日お越しの皆様、市民公募委員の方もいらっしゃいますし、あるいはいろいろな団体から来ていただいている方もいらっしゃいますので、それぞれのお立場での受動喫煙対策の取り組みについて、状況あるいはお考えについてお話しいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間の管理等につきましては、事務局にお任せしてよろしいですか。

○事務局（斉藤） はい。大丈夫です。

皆さまには、1人3分程度でお話をいただきたいと御案内をさせていただいていたかと思いますが、いろいろ御意見をいただきまして、多少お時間がなくなっている状況でもございます。大変申し訳ないのですが、2・3分程度でということをお願いができればと思っております。時間管理として、一旦、2分の時点でベルを鳴らしてお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、御協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 では、限られた時間で恐縮ですが、2分から3分、できれば2分半ぐらいでおさめていただければということですので、よろしくお願いいたします。

あと、大変勝手ながら、こちら側から回させていただいてよろしいですか。よろしくお願いいたします。

○西田委員 札幌商工会議所の中小企業相談所におります西田と申します。

私ども札幌商工会議所では、2、3年前、ちょっといつから始めたのか覚えていないのですが、健康企業宣言運動というのを呼びかけております。企業にいろいろな宣言、喫煙だけではないのですが、いろいろな部分で健康に寄与するという取り組みを宣言

していただいて、手を挙げていただくという取り組みをしております、今現在342社に宣言をしていただいております。そのうち、社内で、禁煙関係として分煙を取り入れるといった企業が219社、あと喫煙者数の減少に取り組むといった企業が51社ということで、取り組みの中ではたばこに関するものが多いということになっております。

このような取り組みを通じて、たばこだけではなく従業員の健康増進に取り組んでいきたいと思っております。一方で、法律の趣旨でもありましたけれども、やはり対応できる企業さん、ある程度の余裕のある企業さんと、中小・小規模企業の中には、なかなか設備投資を含めて対応できない企業も多いと思いますので、全部ががんじがらめに義務づけるというよりは、周知、盛り上げていくというか、機運醸成をして、あまり小規模企業の負担にならないような方向で進んでいただければというふうに考えているところです。

以上です。

○玉腰部会長　ありがとうございます。

それでは、森田さんお願いいたします。

○森田委員　森田です。私のほうは飲食店を経営しております、焼き鳥の「串鳥」という、煙の出るお店で営業しています。そういった観点から、受動喫煙については、非常に関心を持って今後進めていかなければということで、ここにも積極的に参加して、いろいろ勉強したいなと、そうは思っていたのです。

一つ返せば、食品衛生協会の理事などもやっております、ほとんどが小規模の飲食店が多いです。どちらかというと食品衛生協会に報告して、こういうようなことで取り決めがありますよといった場合に、一番いろいろなことで反論がある部署なのかなと、そうも考えています。

当社としては、10月から4月にかけて分煙方法を施行していこうかなということで進めていますけれども、小さいお店が、基本的にやっていけるのかなと、そこが非常に大変なことではないかなと思っています。

先ほど1月に大体取り決めをして、4月に施行という話でしたけれども、そうすると、この2カ月、3カ月の間に、各飲食店、やっていかなければいけないのではないかなと思うので、そこがちょっと、日にちがないなと。

以上です。

○玉腰部会長　ありがとうございます。

○島口委員　狸小路商店街でございます。

私、札幌市内の商店街の連合会のトップでもありますので、そういう意味で、商業者のお話をということでございます。

前置きをしておきますが、私はたばこを吸いませんし、この受動喫煙に対しての方向性というのもきちんと理解をしております。そのことについては大変素晴らしいことであるということですし、それを普及させることも大事なことかなと思うので、そこは特に問題はないというふうに思っております。

ただ、さっきもちょっと聞きましたけれども、喫煙目的施設、そこに変な縛りをつけないでいただきたいということが一つあります。と申しますのは、特に中心部のパブリックがいるようなところ、それから観光客がいるようなところ、そういうところは、こういう受動喫煙の可能性が高いということですから、それをきちんと守るということは大事なことですし、それを普及させるというのは十分理解するのですが、ちょっと離れた地域の住宅街にあるような、そういうところの、例えば居酒屋さんであるとか、小さな食堂だとか、そういうものは皆さんの周りにもあると思うのです。その地域の中で、例えば区役所の方とか税務署の方とか、今回ですとこれからホテルとか、そういういろいろな施設の中で吸えない方がたくさんいらっしゃるって、その方たちが、例えば自宅で吸えないから近くの飲み屋さんで吸いながら夜ゆっくり過ごしたいんだよ、そういうことも十分考えられるわけですね。その逃げ場所を全部ふさいでしまうということが一番、俗に言う、健康面から考えればストレスがたまるといってもありますので、そういう意味で喫煙ができる場所をきちんと確保するといえますか、それを表示するという形を考えていただきたいなと思うのです。

例えばですが、お店で「吸える店」ですと書いたときに、吸いたくない人は絶対その店を使わないわけですね。商売ってそこにありまして、お客さんが選ぶことでございますので、商売の自由、お客様が選ぶ自由をそちらにぜひ与えていただきたい。そういう意味では、もちろんあいまいなところは全部きちんとしましょう。ただ、吸える店というのはきちんと表示をかけて、そこは吸ってもいいという、そういう店、その場所を皆さん市民が、そしてお客様が選ぶということが一番大事だろうというふうに思っています。そういう点で、ここの喫煙ができる場所に対して規制を強くすることについては、我々としてはちょっとそういうわけにいかないなということですので、ぜひ、皆さんの中で、そういう考え方も一緒にお持ちいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○細川委員 札幌観光協会の細川と申します。

私どもの協会の事業の一つとしましては、今、大通公園でやっているイベント等の事業運営も行っております。直近のそういったイベントでも、特に飲食を伴うイベントが非常に多くなっておりますので、会場内の禁煙や喫煙スペースといったところにはいろいろ配慮を進めております。

直近の取り組みでいいますと、特にさっぽろ夏まつり、今行っていますビアガーデンの取り組みについてですけれども、4年ほど前までは、会場内のお席で喫煙ができるような状況でずっと進めておりましたが、そこから段階的に、3年前には分煙ということで、エリアを分けて喫煙できるスペース、禁煙のスペースという分けをして、今は座席では喫煙不可という形で、座席は完全に禁煙となりました。喫煙所を設けて、吸われる方はそちらで吸っていただくような形で、スペースを分けてやる。屋外のものではありますけれども、そういった取り組みを行っております。

年間通じて非常に多くのイベントを大通公園等で行っておりますので、そういったイベントを通じた取組は、今、観光協会でもやっているところかなというふうに思っております。ただ、一方で、それ以外はなかなか取り組んでいる段階ではないと認識しておりますので、今回のこの機会をもとにいろいろ検討を進めていければというふうに思っております。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○南保委員 地域で取り組んでいる受動喫煙対策として、正直なお話をさせていただきますと、町内会では、受動喫煙対策と言える取り組みを全くしていない状況でございます。ただ、私は、北区連合町内会女性部連絡協議会の会長として参加しております。このほかにも単位町内会の会長や連合町内会の役員などもしております。役員会などの各種会議、夏祭りの地域イベントに参加する機会は多いので、そのような場での喫煙について状況を御紹介したいと思います。

役員会などの各種会議は、地域にある会館を会場としておりますが、最近は会館自体が禁煙とされていたり、喫煙場所を設けて分煙したりするところも多く、しかし、小さな会館では、喫煙のルールが確立されていないところもあります。そのような施設自体は禁煙となっていないところで会議をする場合でも、特に対策を講じていないにもかかわらず、会議室内でたばこを吸う人は、私が見る限りではいません。同じように、地域の祭り会場も特に禁煙としているわけではないのですが、一般の来場者がいる場所で堂々とたばこを吸う人は見当たらないです。これは一般の来場者も同じです。たばこを吸う人は、できるだけ人のいないところで吸っているようです。役員もたばこを吸う人はいるが、以前に比べ減ってきたように感じております。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。お願いいたします。

○相内委員 市民委員の相内です。

私の仕事は福祉業界のコンサルタントなのですが、道条例の資料にもあったのですが、精神科病院は影響をもろに受けておりまして、とてもストレスフルな状況が進んでいくのではないかとこの心配が蔓延しているところです。

私も吸う立場なので、患者さんのつらい気持ちはすごくよくわかるのですが、どうしても法律だとか条例で決まったこと自体を覆すことはできないので、こういった中で、何かプラスになるところを見つけていけるということもあるのではないかとこのアプローチで、今、御相談に乗らせていただいているところです。今のミクロの視点での話ですが、マクロにおいても恐らくそういうところがあるのではないかなというふうに考えておまして、このさっぱり受動喫煙防止宣言というのは、行政のいろいろな宣言の中でも、すごく希望的な宣言の中に類するものではないかなというふうにみております。受動喫煙防止という部分からでも、必ず各業界のプラスにつながれるというところはあるのでは

ないかと考えておりますので、皆さんの御意見を聞かせていただいて、勉強させていただきながら、そういうところで何か提案できるところがあればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○皆川委員 市民委員の皆川です。

私は、たばこを吸いません。非喫煙者です。お酒は結構飲むほうで、禁煙ではないお店とかも行きます。もうリタイアしましたので、日中はあちこち一人で出かけたりしております。私の生活において受動喫煙というのは、札幌市でほとんどない状況です。ですから、札幌市が受動喫煙防止宣言をするということで、現状の取り組みを宣言にまとめていけば、ほぼ受動喫煙のない世界ができ上がるのではないかなと私は思っています。

ですから、これ以上厳しくしていこうというようなことは考えなくても、現状で十分、そうではない方もいらっしゃると思いますが、私はもう煙のストレスにはさらされていない生活を送っていますので、現状のままで十分かと思えます。

あと、文言の表現の仕方なのですけども、北海道の条例案の骨子の中に、何々に配慮するとかそういったあいまいな表現、これらは宣言の中で極力使わないほうがいいのではないかなと。そこら辺がリクエストとしてありますが、現状の取り組みでほぼ達成できているのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○豊田委員 NPO法人北海道子育て支援ワーカーズの豊田と申します。

私たちのところは、先ほども申しましたが子どもと接する仕事でありますので、乳幼児突然死症候群とか、そういうところもやっぱり3次喫煙というのですか、そういう影響があるということがありますので、メンバーは全員たばこは吸いません。ただ、中には、入ってくる方でそういう方もいるかもしれませんので、必ず30時間の研修に病院の先生の研修がありまして、たばこの煙と子どもの健康への影響といった学習を受けています。

実際、先ほど島口さんがおっしゃっていたように、例えば妊婦さんでもお子さん連れでもお店に行くときに、ここはたばこを吸えないところですよとかというふうに区別していただくと、安心して入ることができると思います。やはりそういう目に見えるような取り組みというのですかね、そういうところが必要なのではないかと私も思っています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○北委員 札幌市小学校長会で会計を担当しております北と申します。北九条小学校で校長をしております。

私どもは、子どもたちへの授業で、学習指導要領において6年生で喫煙の害ということをお教える機会があります。学習指導要領にも受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにするということが書かれておりまして、もちろんたばこの

害について体への影響、心への影響という部分もそうなのですけれども、受動喫煙ということに関しても教科書に掲載されています。

喫煙の害に関して、どちらかというと先生方の指導は、タバコには害があるからという指導になるのですが、受動喫煙ということに関して、もちろんここで指導するのですけれども、まだ少し弱さというのがあるのかなというのを私は感じているところです。

それで、先生方には授業の中で、自分が吸うということももちろん体に害があるのだけれども、受動喫煙による害というのもあるよというようなところは、子どもたちにしっかりと伝えていくことが重要であると感じています。

あわせて、家庭への指導といいましょうか、全然タバコを吸わないご家庭であれば問題ないですけれども、御家族の方がどうしてもタバコを吸うと、今だと台所で吸うなんていうこともあるのでしょうか、やはり家の中で吸う方もいらっしゃるということで受ける受動喫煙といった場合もあるかもしれません。そういった影響はあるということを知り子どもたちが十分知っておくということ、また、子ども自身が「タバコを吸うのは嫌だ」と親御さんに言うことで、親御さんたちもやめることを考えるケースもあるやに聞いておりますので、早期から、そういった害があるということを知った上で、子どもたちの成長に寄与できるように私どもも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○宮崎委員 北海道労働保健管理協会の宮崎と申します。

私のところは、主に職場を対象にした健康診断ですとか、健康教育をしたりとか、そういう形でやっているところで、そういう中で、受動喫煙のお話を健康教育でお話しする機会もございますし、いろいろなタバコの害みたいなお話もちょっとすることもありまして、どちらかというと、やはりタバコをやめていこうという、きれいな空気を吸おう、そういうような観点で仕事をしております。

それで、私どもの協会は医療機関ですので、実はもう10数年前に敷地内禁煙にいたしました。職場の健康管理を推進するのに衛生委員会という組織もございまして、その中で小委員会をつくり、吸っている委員と吸わない委員の両方で構成しまして、お互いの意見をきちんと理解し合えるような仕組みで5年ほどかけて敷地内禁煙に成功いたしました。

最初は喫煙室をつくって、それから喫煙する時間の制限をして、そして空気の環境測定などもしまして、最終的には敷地内禁煙にもっていったと。うちも健康診断をしているお客様にも御理解をいただかなければいけないので、1年以上前からポスターなどいろいろな形でお客様に敷地内禁煙の御理解をいただいたということでもあります。

あわせて、禁煙の指導も職員にしまして、やはり吸えない、吸いにくい環境ができるということは、喫煙率の低下にもつながりました。環境整備をしたことで喫煙率が半分に減ったということで、私としてはよかったかなと思っております。そういう職場が非常に受動喫煙の機会として多いということもありますので、こういった効果みたいなことも伝

えていければいいかなというふうに思っております。

それから、そもそもなのですけれども、この改正健康増進法が各施設とかに周知としてどこまで広まっているのだろうか、どんな周知がされているのだろうかというところが気になることです。あと歩きたばこのこともありましたけれども、子どもを守るという意味でいくと、歩きたばこで火がついていて体勢的にもすごく危ないなと思うことが何回もありますので、条例とまではいかなくても、そういうことはやっぱり盛り込んでいけたらいいのではないかなと思っております。

以上です。

○高橋委員 私、札幌歯科医師会の高橋と申します。

私どもは、医療職ですので、やはり一般の方に禁煙を勧める立場ではございます。

私どもの会は、札幌で今会員が1,340人ほどおりますけれども、今この部会にお集まりいただいたこの人数でもいろいろな意見がございますので、やはり会員の心を一つにして何かに取り組むというのは、非常に難しい問題でございます。

こういった禁煙ですとか、受動喫煙に関する我々の取り組みといたしましては、やはり大きく二つございまして、一つは会員そのものが禁煙に取り組むと。指導する立場でありながら、やはり喫煙をするというのはどうしても矛盾をしているということで、会員に対して、健康面、あるいはいろいろな面から指導的立場ということで禁煙に取り組むような講習会の実施。こちらのほうは調べましたら、札幌では行っておりませんが、道単位ということで札幌の会場を提供して行いました。最後に行ったのは平成29年でございます。

もう一点は、やはり我々のところに来院された患者さんに対して禁煙を勧めると。これは、ただたばこをやめなさいと言っても、なかなかエビデンスといいますか、どういう意味があつてそういう話をするのかというのが非常に重要なところで、やはりここが、正直なところを申しますと、医科の先生が、お医者さんが体に悪いからやめなさいと言うのと歯科で言うのとはやっぱりちょっと意味合いが違うものですから、そういったことを、医科の先生をお招きしまして講演をしていただくと。それで会員間でおのおのディスカッションをしていただくと。今後我々も、やはりどうしても医療職という立場上、こういった禁煙に対する、あるいは受動喫煙防止に対しまして、一般の方に広く勧めていくと。そういったことに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○土肥委員 札幌市医師会の土肥です。

札幌市医師会では、健康教育活動の一環として、家庭医学講座や市民健康教育講座、地域健康教室、市民医療フォーラムなどを通じて、市民への正しい知識の普及啓発を推進しておりますが、その一つとして、受動喫煙による健康被害に関する啓蒙活動を積極的に進めております。

日本医師会全体としても、2年前に東京で開催された14大都市医師会連絡協議会では、分科会のテーマとしてたばこ対策が取り上げられ、各都市の現状や今後の対策などについて議論いたしました。

既に受動喫煙防止条例を施行している都市は、この時点で7都市、東京、福岡、広島、神戸、大阪、名古屋、川崎とありましたけれども、条例の制定に当たっては、さまざまな利害関係があったなどと苦労話を聞くことができました。

今後の取り組みとしては、一つ目に行政への働きかけ、二つ目に医師が日ごろ触れ合う患者や小中学生などへの禁煙教育について、短時間で説明できるような簡潔で統一化された資料を作成することなどが挙げられました。

また、さまざまな利害関係がある中で、医師の専門家集団である医師会が医学的な意見を述べることにより、全ての国民の健康を守るために、最終的には全面禁煙を目指すことを明確に示していくべきであるとの結論に至り、平成29年10月にたばこ対策に関する宣言を作成いたしました。

この宣言を受け、当会では、統計上、北海道は喫煙者数全国一という状況の中にあつて、政令指定都市でもある札幌市が主導して受動喫煙対策の強化を講じていくことが必要であり、かつ、健康都市札幌を掲げる札幌市として早急な対応が必要と考え、平成30年7月に秋元札幌市長宛てに受動喫煙防止条例の早期制定に関する要望書を提出したところでございます。今回の専門部会設置がその第一歩になっていただくことを希望しております。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございました。

お時間を制限させていただいて申し訳ありませんでした。いろいろなお立場で、既に取り組まれていることもたくさんあるということをお話いただきましたし、一方で、やはり実態としてなかなか難しい部分もあるということも出てきたところだと思います。また、確かにこれだけの人数であってもすごく違っているのだということは、きょう共通理解ができたのではないかと思います。ただ、その中で、本当に具体的にどうなのだろう、何に困るのかとか、先ほどあつた、例えばお店の中でのどれぐらいの割合のお店が困るのだろうかとか、それは多分、その場にいらっしゃると当たり前ではないかと思われるかもしれませんが、そうではない立場にいと、やっぱり具体的なところが見えないということもありますので、そのあたりもまたもう少し教えていただければと思います。また、例えば小学校でどんな取り組みをしていて、子どもたちがどんなことを教わって帰っているのかということも、今、子どもを育てている方は御存じかもしれませんが、そうではないとわからない部分もあると思うのですね。そうすると子どもたちが習ってくることで、親やおじいちゃん、おばあちゃんが思っていることとの間にギャップがあつたりとか、いろいろあると思います。ぜひ、皆さんの状況をまた教えていただいて、その中で、市として宣言をしていったほうが良いこと、それぞれの立場で取り組んでいただいて、それをその団

体の中での大きな取り組みにしたほうがいいことというのを皆さんと一緒に考えられればと思います。まずは実態を理解するための情報というのをまたもう少しお寄せいただければと思いますし、もしかすると、こういうところでどうもこういう方向になりそうだよということが後押しになってうまくいくこともあるでしょうし、いや、そんなもの持って帰ったって厳しいんだよ、現実は、といこともあると思うのですね。その厳しさをまた教えていただきたいと思いますので、そのような形で今後も進められればと思っております。

5. その他

○玉腰部会長 さて、議事5のその他のところですけども、全体を通して何か、もう少しこういったことを確認しておいたほうがよかったとか、御意見などありますでしょうか。

よろしいでしょうか。本当に短い時間でおまとめいただいて、もっともっとお話ししたかったことがあるかと思いますが、大変申し訳ありません。また持って帰っていただいて、次の機会にいろいろとお話しできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項があればお願いいたします。

○事務局（斉藤） いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

事務局からの連絡事項として、次回のスケジュールについて御報告をさせていただきます。

もう既に日程調整ということでお願いをしておりますが、9月6日金曜日に第2回の部会を開催させていただく予定です。

第2回目では、宣言の基本方針について先ほど説明をさせていただきましたが、皆さんから御意見をいただきたいと考えてございます。さらに、その方針に基づいて、今後行っていく取り組みを具体的に皆さんと意見交換ができればと思っております。

本日お配りしております資料の中に、資料5として、さっぽろ受動喫煙防止宣言に基づいて推進させていただくことができる取り組みについて記入していただくシートを配付させていただいております。資料5をごらんいただきたいと思いますが、1として、所属団体や地域住民として取り組み可能と考えられる受動喫煙対策ということで、今いろいろな御意見をいただいたり、こんなことをやっているですとか、こんなことをやっていきたいと思っておりますということを御意見としていただいておりますが、そういったことについて、ざっくばらんで結構ですので、できるだけ具体的なほうがわかりやすいのかなと思っておりますので、こんなことだったらできるのではないかと、こんなことを今やっているけれども、さらにとか、こんなことは今既にやっておりますとかというようなことを文章として書いていただければと思っております。

2番目、行政や日ごろ気になる分野で取り組みを推進してほしいと考える受動喫煙対

策。自身もこんなことを頑張るけれども、さらに私ども行政がこんなふうによつたらいいのではないか、先ほど健康増進法がどこまで周知をされているのかというようなところも御意見をいただきましたが、もう少しこういったところできちんと普及啓発を行っていくべきではないかですとか、例えば環境局の条例のこともありました、こんな対策をやつていったら、札幌市としてはすばらしいのではないかみたいなどころのお声がありましたら、ぜひ御記入をいただきたいと思っております。行政に対することだけではなく、学校にこういう教育が、観光面、飲食の面、事業所の面、医療、歯科、いろいろな部分のところで関係者がたくさん集まっておりますので、ぜひそんな意見交換ができればと思っておりますので、その糧となるような御意見をあらかじめいただければと思っております。

こちらは8月20日火曜日までに、郵送またはファクスで私ども事務局、健康企画課たばこ対策係に返信をいただきたいと考えております。回答シートはお名前を書いていただくようになっておりますが、非公開、内容については一覧にまとめた形で資料として作成をしたいと考えてございますので、御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○島口委員 ちょっと確認です。今回配られた資料なのですが、特にSNSに載せるとか、そういう世界ではないのですけれども、団体内で共有をしていいものか、どこまで出していいのかという、そういう規範はどういうふうに考えているのですか。

○事務局（斉藤） 今回の出された資料ですとか、今回意見交換をしていただいたものについては、札幌市のホームページでも公開になりますので、団体内で共有をしていただく分に関しては構いません。

○玉腰部会長 お願いいたします。

先ほどの取り組みの、ファクスで送ってくださいというもののの中に、例えば、ここはこういうふうにしてくれないと困るんだよねというのもよろしいわけですよね。積極的に取り組んでいるという話だけではなく、もちろん法律を緩くしろというような話にはならないと思いますけれども、もう少しこういうふうを考えて進めてもらったほうがいいのだとか、あるいは、それで困るところがこれぐらいあるのだとか、そういう実態についてもぜひ寄せていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○事務局（斉藤） はい。お願いいたします。

○玉腰部会長 お願いいたします。

そのほかよろしいですか。

ありがとうございます。

では、ほかにありますようでしたら、これにて議事を終了させていただきます。本当に皆様、短い時間の中でどうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（斉藤） 玉腰部会長、円滑な議事進行をありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、活発な御協議ありがとうございました。

最後に、成人保健・歯科保健担当部長、秋野から御挨拶申し上げさせていただきます。

○事務局（秋野） 担当部長の秋野でございます。

本日は、部会長を初め、委員の皆様、長時間にわたり活発な御議論をいただき、誠にありがとうございます。

また、玉腰部会長におかれましては、非常に円滑な議事進行をいただき、誠にありがとうございました。

本日より始まりました受動喫煙対策部会でございますが、この7月から10月にかけて約3回から4回、開催予定をさせていただいておりまして、短い期間に委員の皆様に御検討いただくことになるかと思えます。御負担かと思えますけれども、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、スケジュール、先ほど斉藤からも少し御説明させていただきましたが、今後の予定を改めて御説明いたしますと、9月6日金曜日に、宣言の基本方針の検討、宣言に基づく取り組み案についての意見交換をさせていただければと思っております。また、その次、第3回につきましては、10月1日の火曜日に、宣言の基本方針の文言等の整理、宣言に基づく取り組み案の確認を行う予定でございます。

10月のこの検討が、もう1回ぐらい必要だということであれば、再度10月下旬に行う可能性もございます。その後、この宣言の案につきまして、パブリックコメントを行います。市民の皆様の意見も集めまして、年明けに最後の部会を開催させていただき、パブリックコメントを踏まえた宣言案の確認をしていただく予定でございます。

皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

また同時に、北海道の受動喫煙防止条例につきましても、今現在、同時に議論が行われているところでございます。本日御説明したのは、あくまでも委員会にかけられた骨子でございます。骨子が今後道議会のほうで検討され、さらにパブリックコメントが同時にかかっていくというようなスケジュールになっております。道条例のほうも、より厳しいような修正になっていくのか、逆に、より配慮したような中身になっていくか、ちょっとわかりませんが、そういった道議会、道条例のほうの動きも私どもとしてはしっかり把握をしながら、私どもの札幌市の宣言案についても同時に検討させていただければというふうに考えてございます。

このさっぱり受動喫煙防止宣言が、札幌市全体の受動喫煙対策の機運を高めるものとなるように事務局としてはつくり上げてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様からの忌憚のない御意見、活発な御討議をいただければというふうに考えております。

御出席の皆様を初めとして、関係機関ともしっかり連携してまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えいただければと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

○事務局（斉藤） 本日の議事録につきましては、まとめ次第、委員の皆様宛て、送付をさせていただきます。

6. 閉 会

○事務局（斉藤） それでは、これをもちまして、本日の受動喫煙対策部会を終了させていただきます。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。